

株 主 各 位

東京都品川区西五反田五丁目5番15号  
**浜井産業株式会社**  
取締役社長 武 藤 公 明

## 第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。株主のみなさまにおかれましては、**感染防止の観点から、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使し、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席はお控えくださいますようお願い申しあげます。**

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁の「ご案内」をご参照のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2021年6月29日（火曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都品川区西五反田五丁目5番15号<br>当社本店2階会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項<br>議 案     | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  |

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hamai.com>) に掲載させていただきます。

総会ご出席者へのおみやげは今回から用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 【新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う対応について】

##### 1. 当社の対応

- (1) 出席役員及び運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認し、マスクを着用したうえで参加することといたします。
- (2) 株主総会の議事は、円滑な進行となるよう努めてまいります。

##### 2. 株主様へのお願い

- (1) 本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日までの感染状況や、ご自身の体調に十分ご留意いただき、ご出席を見合わせていただくことも検討くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 本総会にご出席の場合は、会場設置の消毒液の使用と、マスクの着用にご協力ください。ご協力いただけない場合は、ご出席をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 受付にて体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 会場の座席間隔を広く確保するため、用意できる座席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の感染状況や政府等の発表内容等により、株主総会への対応内容を変更する場合がございます。当社ウェブサイト (<http://www.hamai.com>) よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

### インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

### 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご来場いただいても入場いただけない場合がございます。

詳細は次頁をご参照ください。

#### 行使期限

2021年6月28日(月)  
午後5時30分までに到着

#### 行使期限

2021年6月28日(月)  
午後5時30分までに行使

#### 株主総会開催日時

2021年6月29日(火)  
午前10時

## インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

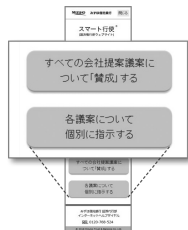
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載されたスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

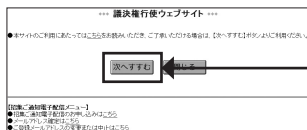
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

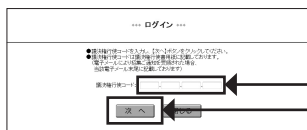
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

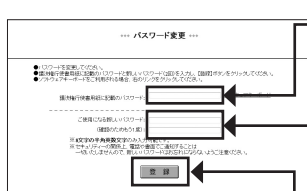
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
0120-768-524

インターネットヘルプダイヤル  
受付時間  
平日午前9時～午後9時

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け全国に緊急事態宣言が発出されるなど、経済活動が大幅に制限され景気は急速に後退しました。

同宣言解除後は、段階的な経済活動の再開とともに、一部の業種において回復の兆しも見られましたが、本格的な景気回復には至らず、さらに年末年始の感染再拡大に伴い、首都圏等に再び同宣言が発出されるなど、収束時期が見通せない状況が続きました。

こうした状況の下、当社グループは引き続き、新規販売先の開拓や生産現場の体質改善活動に注力し、生産性の向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,771百万円（前年同期比3.1%増）、営業利益は427百万円（前年同期比2.7%増）、経常利益は401百万円（前年同期比4.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は430百万円（前年同期比22.9%増）となりました。

また、セグメント別では、当社グループは、1工場で作業機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「工作機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

##### ①ラップ盤

デジタル家電向の設備投資は、国内外の半導体シリコンウエーハや光学関連部品の加工用設備の需要が堅調に推移しました。中でも、直径300ミリ半導体シリコンウエーハ加工用設備の売上が寄与したうえ、パワー半導体ウエーハ加工用も増加傾向にあります。自動車部品加工用をはじめとする金属部品加工用ファイニングラインディンクマシンの販売はやや伸び悩んだものの、売上高は3,486百万円（前年同期比29.8%増）となりました。

## ②ホブ盤、フライス盤

ホブ盤では、国内外の釣具関連向の需要が堅調に推移したうえ、中国市場において、各種減速機用や電動工具に使用される歯車加工用設備の売上が寄与しました。また、電気自動車用歯車の加工用設備向にも需要が出てきております。フライス盤においては国内外の需要が伸び悩んだものの、売上高は826百万円（前年同期比6.0%増）となりました。

## ③部品、歯車

半導体シリコンウエーハ加工用の消耗部品は堅調に推移したものの、ガラスハードディスク基板等の光学関連部品加工用の部品・消耗部品の販売がやや伸び悩み、売上高は1,458百万円（前年同期比31.5%減）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、現状の財務状況を踏まえ、誠に遺憾ではありますが、2021年5月14日の取締役会決議により、見送りとさせていただきますことになりました。

株主のみなさまには、ご迷惑をおかけしておりますが、全社一丸となり、収益力の回復、財務体質の改善に努めてまいりますので、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に機種別受注高及び売上高は下記のとおりであります。

### 機種別受注高及び売上高

機 種	受 注 高	売 上 高
ラ ッ プ 盤	1,565,250	3,486,490
ホ ブ 盤	1,741,868	826,438
フ ラ イ ス 盤	1,300	—
部 品	1,538,870	1,445,390
歯 車	10,306	12,706
合 計	4,857,595	5,771,025

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は76百万円であり、その主なものは、機械及び装置59百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2019年9月に取引金融機関5行と総額1,466百万円のシンジケーション方式によるコミットメント契約を締結いたしました。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高は950百万円であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的に取り組むべき課題は、以下のとおりであります。

##### ①販売体制及びテクニカルサービス体制の拡充

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で渡航が困難な状況にありますが、インド、台湾、ベトナム等のアジア市場、及び北米市場等の新しいマーケットにおいて、テクニカルサービス体制の構築を含む有力代理店網の組成に取組んでまいります。

##### ②お客様のニーズに沿った新製品の開発、ならびに既存製品の改良改善

新型ホブ盤、モジュール型ホブ盤、自動装置付金属部品加工用ファイングラインディングマシン等の新製品を電気自動車部品、ロボット関連部品、減速機向歯車等の加工用として積極的な販売展開をはかってまいります。

##### ③海外営業部門・技術部門の人材拡充と営業・生産現場における人材の育成

各部門への人材拡充は、継続して実施しております。併せて技術・技能（含むノウハウ）の伝承、若手人材の育成についても引き続き、積極的に取り組んでまいります。

##### ④適正な製品売価の見直し、及び原価低減諸施策の実施による収益力の向上

原価低減諸施策につきましては、常に取り組んでおり、一定の成果が上がってきております。今後は、現在取組中の「工場体質改善プロジェクト」をより強力に推進し、一層の生産性の向上に取り組み、安定した収益を確保できるように注力してまいります。

##### ⑤環境への負荷の少ない企業活動を通じた企業価値の向上

環境ISOの活動を展開中でありますが、CSR活動にもつなげて拡大することによって、企業価値の向上を実現してまいります。また、今後、SDGsやESGについても取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第92期 (2018年3月期)	第93期 (2019年3月期)	第94期 (2020年3月期)	第95期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受 注 高 (千円)	7,308,146	8,662,246	3,717,821	4,857,595
売 上 高 (千円)	5,185,180	5,667,938	5,595,819	5,771,025
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	140,622	156,204	349,981	430,243
1株当たり当期純利益 (円)	40.85	45.38	101.69	125.01
総 資 産 (千円)	6,867,847	6,622,527	8,251,800	7,121,125
純 資 産 (千円)	772,097	845,730	1,211,095	1,765,032

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を実施しております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第92期 (2018年3月期)	第93期 (2019年3月期)	第94期 (2020年3月期)	第95期 (当事業年度) (2021年3月期)
受 注 高 (千円)	7,280,410	8,625,316	3,708,787	4,853,912
売 上 高 (千円)	5,157,444	5,631,009	5,586,784	5,767,342
当 期 純 利 益 (千円)	122,327	146,239	371,930	414,690
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	35.54	42.49	108.06	120.49
総 資 産 (千円)	6,830,121	6,579,733	8,223,915	7,079,953
純 資 産 (千円)	742,547	811,201	1,200,705	1,738,386

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を実施しております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
哈邁機械商貿（上海）有限公司	50,000千円	100%	工作機械事業
ハマイエンジニアリング株式会社	10,000千円	100%	工作機械事業

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（哈邁機械商貿（上海）有限公司、ハマイエンジニアリング株式会社）の計3社で構成され、ラップ盤、ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機、マシニングセンタ、その他の工作機械の製造販売を行っております。

事業分野においては、工作機械に関する単一の事業分野であり、主要な製品の用途及び販売先主要業種は、次のとおりであります。

中国上海の哈邁機械商貿（上海）有限公司は、中国市場において当社の製品販売と修理等のテクニカルサービス業務を行っております。

なお、ハマイエンジニアリング株式会社は、現在、休眠会社であります。

機種	用途	販売先主要業種
ラップ盤	精密研磨加工	半導体ウエーハ・ガラスハードディスク基板・水晶振動子・各種光学部品材料等の加工業及び製造業、自動車部品加工業
ホブ盤	歯車切削加工	自動車部品加工業、減速機・電動工具・鈎具・OA機器等の製造業
フライス盤	鋼材等の加工	金型製造業
レンズ加工機	レンズ加工	デジタルカメラ・カメラ付携帯電話向等のレンズ製造業及び加工業
マシニングセンタ	金型加工・自動車等の部品加工	金型製造業、自動車部品加工業

## (8) 主要な営業所及び工場等

### ① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都
東 京 営 業 部	東京都
海 外 営 業 部	東京都
東 日 本 営 業 部	栃木県
大 阪 支 店	大阪府
足 利 工 場	栃木県

### ② 子会社

会 社 名	所在地
哈邁機械商貿（上海）有限公司	中 国
ハマイエンジニアリング株式会社	東京都

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
108名(41名)	4名増(1名減)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名(41名)	4名増(1名減)	40.8歳	15.6年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
	千円
株式会社みずほ銀行	1,158,642
株式会社足利銀行	411,488
株式会社商工組合中央金庫	320,887
株式会社三菱UFJ銀行	304,880
株式会社日本政策金融公庫	275,040
株式会社三井住友銀行	199,235
株式会社りそな銀行	119,654
みずほ信託銀行株式会社	80,046
明治安田生命保険相互会社	24,000

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,441,668株（自己株式20,732株を除く。）
- (3) 株主数 4,138名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 F U J I	320,900	9.32
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	246,000	7.14
浜 井 産 業 取 引 先 持 株 会	154,900	4.50
武 藤 公 明	140,860	4.09
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	132,300	3.84
J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	97,000	2.81
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	75,000	2.17
株 式 会 社 S B I 証 券	64,479	1.87
楽 天 証 券 株 式 会 社	45,000	1.30
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY(POETS)	37,200	1.08

(注) 持株比率は自己株式（20,732株）を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 役員の名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	武 藤 公 明	哈邁机械商貿（上海）有限公司 董事長
常 務 取 締 役	山 畑 喜 義	管理担当兼經理部長
取 締 役	小野塚 隆	足利工場長兼技術本部長
取 締 役	柏 瀬 高 志	営業本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	森 田 淳一郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	政 木 道 夫	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 木 眞 徳	

- (注) 1. 2020年6月26日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役徳永正登氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役青木眞徳氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員が経営における適法性、妥当性及び効率性について継続的・実効的な検証ができるよう、内部統制システム監査及び主要事業所の往査等日常的な監査業務を行うとともに、執行役員会等の業務執行に関する重要な社内会議に出席し、監査等委員会全体としての高度な情報収集力や内部監査部門との円滑な連携を担保するため、森田淳一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役青木眞徳氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等につき、総額1億円までの限度で損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役7名及び執行役員(従業員資格)3名の計10名であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 当事業年度に係る役員の報酬等

#### ① 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### 1) 役員報酬等の決定方針

役員報酬等の決定方針は、取締役会からの報酬案の諮問に対する、任意の指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役報酬等は取締役会の決議により、取締役(監査等委員)報酬等については監査等委員会の決議により決定しております。

##### 2) 役員報酬等の基本的考え方

当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の継続的な向上に資することを基本とし、企業理念及び企業の存立目的の実現を達成しうる優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準ならびに報酬体系となるように制度設計をしております。

##### 3) 役員報酬等の内容

取締役報酬は基本報酬(賞与を含む。)のみであり、年額150百万円以内であります。また、取締役(監査等委員)報酬は基本報酬のみであり、年額50百万円以内であります。

基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考に、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ取締役会、監査等委員会にて決定しております。また、賞与は、当社の連結業績に応じて、各取締役の役位、担当部門の業績を勘案し、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ取締役会にて決定しております。



4) 役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

役員の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案に基づいて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に答申しており、取締役会も基本的にその答申を尊重しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

当社監査等委員である取締役の報酬の額は、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬額等	
取締役 (監査等委員 である取締役 を除く。) (うち社外取 締役)	76,746 (一)	76,746 (一)	—	—	5 (一)
監査等委員で ある取締役 (うち社外取 締役)	18,626 (18,626)	18,626 (18,626)	—	—	3 (3)

(注) 上記の他、第81回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役2名に対して1,710千円（社外取締役に對するものではありません。）あります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等 委員)	森 田 淳一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち、14回に出席している他、その他の社内の重要会議にも出席し、業務執行を常にモニタリングすると同時に、リスク管理及び監査上の観点からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	政 木 道 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、11回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち、13回に出席している他、法令遵守の観点及び企業社会全体にかかわる法令上の観点から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	青 木 眞 徳	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち、14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

### ② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役には業務執行者から独立した客観的な立場で経営のチェック及び監視機能を果たしていただく他、法律面、経営管理面及び生産管理面等の様々な専門分野における豊富な知識から、当社の問題点等の指摘及び指導をしていただく役割を期待しておりますが、当社取締役会において当該視点からの極めて有益な発言をいただくとともに、社外取締役のみで構成される監査等委員会から取締役会に対して「経営の提言」を提示いただいております。内部統制上の問題点があると思われる場合には、担当業務執行取締役に内容を質すなど、経営のチェック及び監視機能を十分に果たしていただいております。

#### (6) 指名・報酬諮問委員会の活動状況

指名・報酬諮問委員会は、2020年6月に第95期の取締役の報酬に関する審議を1回、2021年2月に新任取締役候補者・再任取締役候補者の選任についての審議を1回開催し、その結果を取締役に答申しております。

#### (7) 取締役会の実効性評価

当社は、当社「コーポレートガバナンス・コード」補充原則4-11-3に定めるとおり、毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。当事業年度においては、各取締役へのアンケート調査を実施し、その結果を2021年3月開催の取締役会にて報告、今後の課題や経営戦略について議論を行いました。その結果、取締役会の運営については、従来同様、議題に対する適切な意見の表明等がなされ活発な議論が行われていることが確認されました。一方で中長期的な成長に向けた経営戦略の議論をより一層充実させていくことが必要であるとの認識を共有することができました。当社は、本実効性評価を踏まえて、取締役会の実効性をより高めていくように努めてまいります。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
会計監査人としての報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計監査人の報酬等の前提である監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内各部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえで、妥当なものと判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、当社が定める「会計監査人の評価基準」に基づき評価した結果、再任が否決された場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士の法令に違反・抵触した場合及び会計監査人の職務遂行の適正が確保されないと判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築を統括・推進し、内部監査室が補佐・検証する体制としております。

この「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、2006年5月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改訂を行っております。

具体的には、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日より施行されたことに伴い、それ以前の2015年4月27日開催の当社取締役会の決議により、法令の趣旨を踏まえて、当社グループの業務の現状に即した見直しにより、実効性のあるものへと改訂しております。

また、2016年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年8月29日開催の当社取締役会にて、体制移行に伴う必要な条文の修正も実施済みであります。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・従業員を含めた行動規範として創業以来の経営理念を盛り込んだ「基本方針」があり、これの遵守を徹底することが極めて重要であると考えております。

取締役に関しては、「取締役会規則」が定められており、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに、相互に業務執行を監督することにより、その適切な運営が確保されております。

加えて、必要に応じ、外部の法律等の専門家を起用して法令・定款違反行為を未然に防止する体制を構築しております。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、「監査等委員会規則」に則り監査等委員会の定める監査の方針及び分担にしたがい、各監査等委員の監査対象になっております。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正をはかる体制としております。

当社の「コンプライアンス基本規程」の遵守は当然ながら取締役も対象として

おり、これらの報告行為を義務化しております。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づき、適切かつ確実に保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

また、重要な意思決定経緯及び報告に関して、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」を制定し、実施しております。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、業務執行に係る主要なリスクとして、「単一の製造拠点」「製造物責任」「知的財産権の侵害」「情報システム管理」「経済状況の激変」「財務制限条項抵触」等のリスクを認識しており、その把握と管理については、個々の分掌担当部署にて責任を持って対応することとしております。

加えて、取締役会での集中的検討ならびに内部監査室による指摘・改善指導等も推進しております。

また、日常の活動の中で対応できる課題については、当該部署の「業務計画」の項目に挙げ、PDCAサイクルをもってリスクの減少に努めております。

2) 経営危機につながる不測の事態が発生した場合には、「緊急対応規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、全社を挙げて対応する体制となっております。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、「総合連絡会議」等での検討を踏まえ、社長、主要役員ならびに担当役員による審議を経て、取締役会にて執行決定を行っております。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌ならびに権限規程」においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

また、年度ごとの「経営計画」の策定により経営目標の明確化をはかり、さらに各部の「業務計画」にブレークダウンして、PDCAサイクルをもって、推進しております。

#### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制の基礎として、創業来の経営理念をあらわした「基本

方針」ならびに「コンプライアンス基本規程」を制定しております。

なお、必要に応じ、コンプライアンスの研修は、ビデオ等を使い繰り返し実施しております。

2) 内部監査部門として、執行部門から独立した「内部監査室」を設置しており、コンプライアンス体制の整備・維持、ならびに評価を行うこととしております。

また、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用しております。

3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとしております。

同様の運用を執行役員も執行役員会に対して行っております。

4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、外部の指定弁護士を情報受領者とする「内部通報規程」を制定しており、その運用について漸次、定着をはかっていくものであります。

5) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができますとしております。

⑥当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、親会社の諸規程を準用すると同時に、各社固有の業務については、新たな規程を整備する等適切に対応しており、コンプライアンスに関しても、親会社の管理体制と同様の管理運用を実施中であります。

2) 当社の監査等委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、内部監査室との連携をとりながら、適宜、グループ各社の監査等委員会と情報及び意見の交換を行っております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会専属の使用人を配置しておらず、それに係る規程類も制定しておりませんが、監査等委員会からの要請がある場合、すべての部署の担当者が対応することとしております。

また、監査等委員会補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任

する予定であります。

その場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、異動等については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定することとします。

⑧取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不法な行為を発見したとき、その他重要な業務執行内容について、監査等委員会に遅滞なく報告することとしております。

また、子会社の取締役、監査等委員、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制も整備しております。

上記の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを、内部監査室及び監査等委員会で監視する体制としております。

さらに、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、子会社も含めた取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるとしております。

2) 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告することとしております。

3) 監査等委員は、社内におけるあらゆる会議に参加でき、また、社内回付のすべての「協議書」「決裁書類等」を閲覧できるとしてしておりますので、主要なる業務執行内容については、報告がなされる体制ができております。

⑨監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役及び使用人の監査等委員会監査に対するさらなる理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めることとします。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関しては、監査等委員の要請に応じて必要の都度、即時に対応することとしております。

2) 代表取締役との定期的な意見交換会の開催、内部監査室及び会計監査人との連携等により適切な意思疎通をはかり、効果的な監査業務を遂行することといたします。



#### ⑩反社会的勢力を排除するための体制

1) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

2) 具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等との社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により、外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、特防連等）との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社のリスク管理体制は、内部監査室による四半期毎の「モニタリング結果報告」及び期末の「内部統制・内部監査報告書」を確認し、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項がないことを確認しております。

また、当社では、大規模災害、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備え、事業継続計画の一環として、「緊急対応規程」を制定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、損害の拡大を最小限に留める体制をとることとなっております。

#### (3) 会社の支配に関する基本方針

##### ①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ②基本方針の実現に資する取り組みの概要

### 1) 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニーズに即応して提供していくことを基本方針としております。

具体的には、(i)ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する。(ii)すべての事業活動において、環境保全に積極的に取り組む。(iii)法令の遵守を徹底するとともに、ステークホルダーのより高い満足を得ていく。の3点を掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、社会環境や安全性に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

### 2) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼されご支持いただける企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の透明性、健全性の確保の観点から、極めて重要であると認識し、経営上の重要課題として位置づけて、積極的に取り組んでおります。

その一環として、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

現在、取締役会は、取締役総数7名のうち、3名が監査等委員である取締役(全3名が独立社外取締役)という構成であり、意思決定の迅速化及び監査等委員会による監査・経営監督機能の一層の強化がはかられ、取締役会全体の実効性がより高まっております。

また、当社は、取締役及び執行役員等の経営幹部の選解任、報酬等の承認に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化するため、社外取締役に

主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会を2018年11月に設置しております。当事業年度の指名・報酬諮問委員会は、新任取締役候補者・再任取締役候補者の選任についての審議を1回、役員報酬等に関する審議を1回開催し、その結果を取締役に答申しております。加えて、監査等委員会と内部監査室との連携強化も、引き続き実施しております。

当社は、以上のような体制面の強化をはじめ、今後も、取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜適切に実行していくため、毎年、アンケート調査による自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価も行っております。今後も、コーポレートガバナンス・コードの遵守等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかり、それを経営に活かして中長期的な企業価値向上に結実させてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みの概要

当社は基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとしての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、2020年6月26日開催の当社第94回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社の株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする、またはそのような目的であると合理的に疑われる当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、1）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2）必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は2023年6月に開催される当社第97回定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hamai.com>) に掲載しております。

#### ④ 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、1) 買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること、3) 株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、4) 独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重

視するものであること、5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要な課題と位置づけております。

配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案したうえで、「業績・収益状況に対応した配当の実施」を目指しております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大、生産性向上のための投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術、新製品開発のため等に、有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましては、当社の成長、発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

このような方針のもと、現状の財務状況を踏まえ、当事業年度の年間配当金につきましては、期末配当も含め、誠に遺憾ではありますが、見送りとさせていただくことになりました。

今後とも株主のみなさまのご支援に報いるための配当等の実施を常に念頭におき、業績の進展に取り組んでまいります。

---

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,102,163</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,376,192</b>
現金及び預金	903,481	支払手形及び買掛金	1,391,566
受取手形及び売掛金	1,352,529	短期借入金	1,120,546
商品及び製品	17,877	1年内返済予定の長期借入金	238,116
仕掛品	1,656,829	製品保証引当金	41,627
原材料	10,723	前受金	374,342
その他	160,721	その他	209,992
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,018,962</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,979,900</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,331,909</b>	長期借入金	1,535,211
建物及び構築物	473,591	繰延税金負債	138,794
機械装置及び運搬具	434,403	退職給付に係る負債	269,784
土地	1,389,338	資産除去債務	33,950
建設仮勘定	5,262	その他	2,160
その他	29,314	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,356,093</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7,957</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	7,957	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,497,661</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>679,096</b>	資 本 金	100,000
投資有価証券	476,322	資 本 剰 余 金	928,930
その他	217,732	利 益 剰 余 金	499,132
貸倒引当金	△14,958	自 己 株 式	△30,401
		その他の包括利益累計額	267,371
		その他有価証券評価差額金	265,994
		為替換算調整勘定	1,376
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,765,032</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,121,125</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,121,125</b>

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		5,771,025
売上原価		4,660,128
売上総利益		1,110,897
販売費及び一般管理費		683,159
営業利益		427,738
営業外収入		
受取利息	115	
受取配当金	8,443	
物品売却益	6,674	
不動産賃貸料	3,180	
その他	5,007	23,421
営業外費用		
支払利息	38,545	
支払手数料	7,353	
その他	3,304	49,203
経常利益		401,955
特別利益		
固定資産売却益	29,955	
投資有価証券売却益	0	29,956
特別損失		
固定資産除却損		17
税金等調整前当期純利益		431,894
法人税、住民税及び事業税	1,625	
法人税等調整額	25	1,650
当期純利益		430,243
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		430,243

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,213,186	165,635	△1,281,003	△30,350	1,067,468
当 期 変 動 額					
減 資	△2,113,186	2,113,186	—	—	—
欠 損 填 補	—	△1,349,891	1,349,891	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	430,243	—	430,243
自己株式の取得	—	—	—	△50	△50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△2,113,186	763,294	1,780,135	△50	430,192
当 期 末 残 高	100,000	928,930	499,132	△30,401	1,497,661

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	142,953	673	143,627	1,211,095
当 期 変 動 額				
減 資	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	430,243
自己株式の取得	—	—	—	△50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	123,040	703	123,743	123,743
当期変動額合計	123,040	703	123,743	553,936
当 期 末 残 高	265,994	1,376	267,371	1,765,032



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

哈邁機械商貿（上海）有限公司

ハマイエンジニアリング株式会社

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、哈邁機械商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

###### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法 製品、仕掛品 個別法

商品、原材料 主として先入先出法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

①社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

②株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

製品の将来予想される瑕疵担保費用の支出に備えるため、過去の売上実績、保証実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

## 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

為替予約

### 3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### 4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

### ④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「保険解約返戻金」(当連結会計年度1,785千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 会計上の見積りに関する注記

(製品保証引当金)

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 41,627千円
- ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客仕様の製品を販売しており、顧客に納品する製品は要求精度を満たした状態で出荷しますが、精密機械であるため、使用する環境等により納入当初には予測不能な不具合が発生する可能性があります。そのため、顧客に納品した製品に対して、将来予想される瑕疵担保費用を見積るため、過去の売上実績及び保証実績を基礎に一定の比率を算定し、また、既に保証費用の発生が見込まれるものにつきましては、過去の単価実績を用いて予想される部品費及び工数を見積り、その見積り額が一定の比率で算定した製品保証引当金の額を超える場合は、その差額を個別に算定しております。これらの見積りは過去の実績を基礎に算定していることから、相対的に不確実性が高くなります。

製品保証引当金の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれるため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の保証費用が見積りと異なり、結果として翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

## 追 加 情 報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の収束時期を合理的に予測することは困難な状況にありますが、翌連結会計年度においても一定期間にわたり当該影響が継続するも、2021年度内には回復基調に向かうとの仮定のもと、当社グループは連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の判定について見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見直しには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	469,633千円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	247千円
土 地	1,389,338千円
そ の 他	47,945千円
計	1,907,164千円

#### (2) 上記に対応する債務

短 期 借 入 金	847,202千円
1年内返済予定の長期借入金	114,538千円
長 期 借 入 金	917,750千円
計	1,879,490千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,464,451千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,462,400	—	—	3,462,400

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	20,697	35	—	20,732

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 35株

### 3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、現状、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資及び長期運転資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部は、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化をはかるために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、経理規程にしたがい、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、一定金額以上の営業債権については、信用状況を毎月把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建の営業債権について、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

また、当社グループは、一部の借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券(株式)については、定期的の時価を把握し、当社グループの有価証券の減損処理ルールに則り判定し、減損等の兆候があった場合は、取締役会に報告しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引運用管理規程に則り取引を行い、定期的に有効性判定を行ったうえで、その取引実績等につき四半期ごとに、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成し、手元流動性を十分確保するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	903,481	903,481	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,352,529	1,352,529	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	476,322	476,322	—
資産計	2,732,333	2,732,333	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,391,566	1,391,566	—
(2) 短期借入金	1,120,546	1,120,546	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,773,327	1,770,180	△3,147
負債計	4,285,440	4,282,293	△3,147
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

すべて株式であり、時価は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価は、元金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	903,481	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,352,529	—	—	—
合計	2,256,010	—	—	—

(注3) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,120,546	—	—	—	—	—
長期借入金	238,116	1,337,931	38,880	38,880	38,880	80,640
合計	1,358,663	1,337,931	38,880	38,880	38,880	80,640



## 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	512円84銭
1株当たり当期純利益	125円1銭

## その他の注記

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、短期借入金950,000千円、1年内返済予定の長期借入金156,938千円及び長期借入金846,685千円のシンジケート・ローンについては財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
2. 2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
3. 2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。
4. 2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

なお、当連結会計年度において上記財務制限条項には抵触しておりません。

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,011,872</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,378,618</b>
現 金 及 び 預 金	820,304	支 払 手 形	1,039,242
受 取 手 形	222,817	買 掛 金	348,861
売 掛 金	1,138,593	短 期 借 入 金	1,120,546
商 品 及 び 製 品	5,070	1年内返済予定の長期借入金	238,116
仕 掛 品	1,656,829	未 払 金	67,915
原 材 料	10,723	未 払 費 用	131,546
前 払 費 用	16,782	前 受 金	371,368
そ の 他	140,750	預 り 金	6,035
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,068,081</b>	製 品 保 証 引 当 金	41,627
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,330,462</b>	そ の 他	13,358
建 物	469,633	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,962,948</b>
構 築 物	3,957	長 期 借 入 金	1,535,211
機 械 及 び 装 置	433,298	繰 延 税 金 負 債	138,960
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	252,666
工 具、器 具 及 び 備 品	28,973	資 産 除 去 債 務	33,950
土 地	1,389,338	そ の 他	2,160
建 設 仮 勘 定	5,262	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,341,567</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7,957</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	7,957	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,472,391</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>729,661</b>	資 本 金	100,000
投 資 有 価 証 券	476,322	資 本 剰 余 金	926,294
関 係 会 社 株	10,000	資 本 準 備 金	163,000
関 係 会 社 出 資	40,564	そ の 他 資 本 剰 余 金	763,294
そ の 他	217,732	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>476,498</b>
貸 倒 引 当 金	△14,958	利 益 準 備 金	61,807
		そ の 他 利 益 剰 余 金	414,690
		繰 越 利 益 剰 余 金	414,690
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△30,401</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	265,994
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	265,994
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,738,386</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,079,953</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>7,079,953</b>

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	5,767,342
売 上 原 価	4,635,955
売 上 総 利 益	1,131,387
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	719,795
営 業 利 益	411,592
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	8,450
物 品 売 却 益	6,674
不 動 産 賃 貸 料	3,180
そ の 他	5,102
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	38,545
支 払 手 数 料	7,353
そ の 他	2,753
経 常 利 益	386,347
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	29,955
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	17
税 引 前 当 期 純 利 益	416,286
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,625
法 人 税 等 調 整 額	△29
当 期 純 利 益	414,690

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,213,186	163,000	—	163,000	61,807	△1,349,891	△1,288,083
当 期 変 動 額							
減 資	△2,113,186	—	2,113,186	2,113,186	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	△1,349,891	△1,349,891	—	1,349,891	1,349,891
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	414,690	414,690
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△2,113,186	—	763,294	763,294	—	1,764,582	1,764,582
当 期 末 残 高	100,000	163,000	763,294	926,294	61,807	414,690	476,498

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△30,350	1,057,751	142,953	142,953	1,200,705
当 期 変 動 額					
減 資	—	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	414,690	—	—	414,690
自己株式の取得	△50	△50	—	—	△50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	123,040	123,040	123,040
当期変動額合計	△50	414,640	123,040	123,040	537,680
当 期 末 残 高	△30,401	1,472,391	265,994	265,994	1,738,386

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ①子会社株式

移動平均法による原価法

###### ②その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法 製品、仕掛品 個別法

商品、原材料 先入先出法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (4) 長期前払費用

定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 製品保証引当金

製品の将来予想される瑕疵担保費用の支出に備えるため、過去の売上実績、保証実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

##### ①社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

##### ②株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (3) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によるおります。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

為替予約

(ヘッジ対象)

借入金の利息

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

##### ③ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

##### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性

の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「保険解約返戻金」(当事業年度1,785千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 会計上の見積りに関する注記

(製品保証引当金)

- ・当事業年度の計算書類に計上した金額 41,627千円
- ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品保証引当金に関する注記については、「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 追 加 情 報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りに関する注記については、「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

建	物	469,633千円
機 械 及 び 装 置		247千円
土	地	1,389,338千円
そ の 他		47,945千円
計		1,907,164千円

#### (2) 上記に対応する債務

短 期 借 入 金	847,202千円
1年内返済予定の長期借入金	114,538千円
長 期 借 入 金	917,750千円
計	1,879,490千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,457,436千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	15,923千円
短期金銭債務	22,951千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	25,219千円
販売費及び一般管理費	73,949千円



## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	20,697	35	—	20,732

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 35株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸評価損	207,552千円
未払賞与	25,543千円
製品保証引当金	14,261千円
退職給付引当金	86,563千円
減損損失	307,029千円
税務上の繰越欠損金	341,818千円
その他	25,378千円
繰延税金資産小計	1,008,147千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△341,818千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△666,329千円
評価性引当額小計	△1,008,147千円
繰延税金資産合計	一千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	1,083千円
その他有価証券評価差額金	137,877千円
繰延税金負債合計	138,960千円
繰延税金負債純額	138,960千円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1) リース資産の内容

当事業年度において新たな所有権移転外ファイナンス・リース取引は発生しておりません。

#### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,775千円
1年超	一千円
合計	1,775千円

## 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	武藤 公明	—	—	当社代表取締役社長 哈邁機械商貿 (上海)有限公 司董事長 ㈱KMエンタプ ライズ取締役	(被所有) 直接4.0 間接0.2	当社銀行 借入に対す る債務保 証	当社銀行 借入に対す る債務保 証	39,486	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して当社代表取締役社長武藤公明より債務保証を受けております。  
なお、保証料の支払は行っておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	505円10銭
1株当たり当期純利益	120円49銭

## そ の 他 の 注 記

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、短期借入金950,000千円、1年内返済予定の長期借入金156,938千円及び長期借入金846,685千円のシンジケート・ローンについては財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
2. 2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
3. 2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。
4. 2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

なお、当事業年度において上記財務制限条項には抵触していません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

浜井産業株式会社  
取締役会 御中

**八重洲監査法人**

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊟  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡邊 考志 ㊟  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 滝澤 直樹 ㊟

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、浜井産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

浜井産業株式会社  
取締役会 御中

**八重洲監査法人**

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊟  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡邊 考志 ㊟  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 滝澤 直樹 ㊟

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浜井産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に關し定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

浜井産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 森田 淳一郎 ㊟

監 査 等 委 員 政 木 道 夫 ㊟

監 査 等 委 員 青 木 眞 徳 ㊟

(注) 監査等委員森田淳一郎、政木道夫及び青木眞徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

**議 案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	むとうこうめい 武藤公明 (1970年7月29日生)	2004年2月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）国際業務部調査役 2006年4月 同行退社 2006年5月 当社入社内部監査室部長 2006年6月 当社取締役社長付部長 2009年6月 当社常務取締役営業・企画担当 2010年6月 当社専務取締役 2011年4月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2014年6月 当社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 哈邁機械商貿（上海）有限公司董事長	140,860株
2	やまはたきよし 山畑喜義 (1955年11月16日生)	1978年4月 株式会社富士銀行入行 2002年7月 株式会社みずほ銀行審査第二部審査役 2005年5月 当社経理部長 2005年6月 当社取締役経理部長 2006年5月 当社常務取締役経理部長 2007年3月 株式会社みずほ銀行退社 2012年4月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 2013年6月 当社取締役管理担当兼経理部長 2015年6月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 現在に至る	900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式の数
3	おのづか たかし 小野塚 隆 (1959年2月12日生)	1980年4月 当社入社 2009年4月 当社技術部長 2013年6月 当社執行役員技術部長 2015年6月 当社上席執行役員技術部長 2016年7月 当社上席執行役員技術本部長 2018年6月 当社取締役技術本部長 2020年6月 当社取締役足利工場長兼技術本部長 現在に至る	100株
4	かしわ せ たか し 柏瀬 高志 (1959年5月14日生)	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社東京営業部長 2013年6月 当社執行役員営業副本部長 2014年6月 当社上席執行役員営業本部長 2018年6月 当社取締役営業本部長 現在に至る	400株

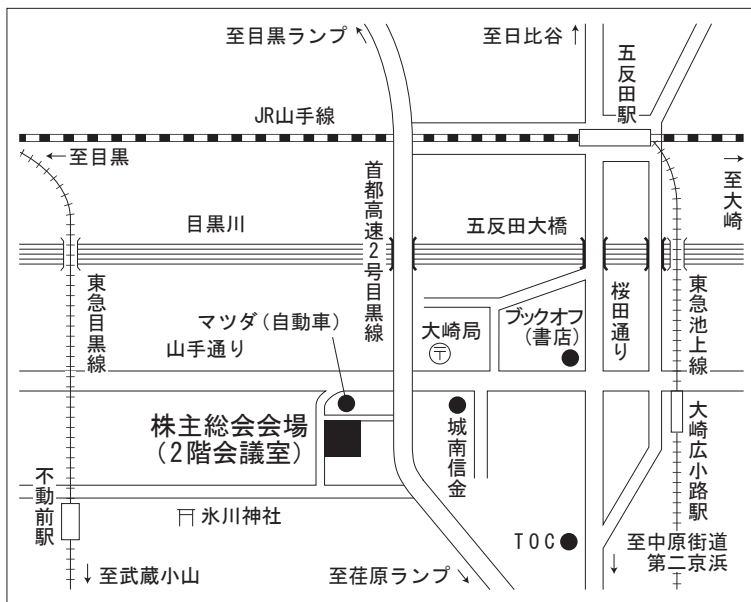
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等につき、総額1億円までの限度で損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役の選任に関する監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。  
監査等委員である社外取締役全員が委員となっている指名・報酬諮問委員会において、各候補者の資質や業務状況、取締役会の監督機能の実効性及び企業価値の向上等の観点から検討を行いました。監査等委員会は、この指名・報酬諮問委員会での審議が適切になされておき、かつ、各候補者については、高い経営手腕を発揮し、当社の業績向上に大きく貢献していることから、各候補者を取締役を選任することが適切と判断しました。

以 上



# 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区西五反田五丁目 5 番15号  
当社本店 2 階会議室  
電話 (03)3491-0131 (代表)



- 五反田駅<JR山手線・都営浅草線>より徒歩にて約10分です。
- 大崎広小路駅<東急池上線>より徒歩にて約7分です。
- 不動前駅<東急目黒線>より徒歩にて約5分です。